

届出対象者向け

	Q	A
1	届出の対象資格は介護福祉士だけですか？	介護福祉士だけでなく、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、（旧）ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、（旧）介護職員基礎研修を修了した方も届出を行うことができます。
2	福祉の仕事を辞めて十数年経ちますが、届け出なければいけませんか？	現在、福祉や介護の仕事をされていない場合、届出の対象者となります。福祉人材センターでは個々の事情も配慮したうえで、資格が活かせるよう支援してまいります。
3	介護福祉士の養成施設に通っていますが、学生のうちから届出できますか？	資格未取得のうちは、届出はできません。
4	定年退職による離職ですが、届出に年齢制限はありますか？	年齢による制限はありません。
5	今の施設は来月辞める予定なのですが、次の就職先は決まっています。その場合も届け出なければいけないのでしょうか。	法律上、「離職した場合」に届け出ることとされていますので、次の就職先が決まっている場合であっても、届出の対象となります。その場合、届出内容の「就業状況」において「就業予定（介護）・（保育）・（その他福祉）・（福祉以外）」のいずれかを選択して届け出てください。
6	すでに福祉以外の仕事に就いていますが、届け出る必要はありますか？	届出をお願いします。一般の企業で仕事をしているなど、介護福祉士の資格等を持っている方で福祉や介護の仕事をしていない場合には、届出の対象となります。その場合、届出内容の「就業状況」において「福祉分野以外で就業中」としていただくこととなります。

7	<p>現在離職の予定はないのですが、退職する際には忘れてしまいそうなので、今のうちに届け出ておきたいのですが。</p>	<p>就業している間は、届出する必要はありませんが、任意で届出することは可能です。その場合、「就業状況」で、「（現在、介護分野で就業中）・（現在、保育分野で就業中）・（現在、介護・保育以外の福祉分野で就業中）、（福祉分野以外で就業中）」のいずれかを選択してください。</p>
8	<p>届出の内容にある「就業状況」とは何ですか。</p>	<p>復職支援が必要かどうかを確認するため「就業状況」という項目を設け、状況を届出していただくこととし、個々の状況に応じた情報提供や支援をすることとしています。</p>
9	<p>来月退職するため届出しようと思いましたが、「就業状況」は自身がどの項目に当てはまるかがわかりません。</p>	<p>離職後の状況を想定して入力してください。次の就業先が決まっている場合は「就業予定（介護）・（保育）・（その他福祉）・（福祉以外）」のいずれか、就業先が決まっておらず、しばらく就業の予定がない場合は「就業していない」、就業先は決まっておらず、離職後に求職する場合は「就業していないが求職中（福祉）・（福祉以外）」、進学予定の場合は「学生」を選択してください。</p>
10	<p>勤め先を辞めるので届け出ようと思うのですが、勤め先と居住地の都道府県が違う場合はどちらに届け出たらよいのですか。</p>	<p>居住地の都道府県福祉人材センターに届け出ることになります。「福祉のお仕事」ホームページから入力していただくと、現住所がある都道府県福祉人材センターに情報が送られ、支援が行われます。書面で届け出る場合も、現に居住されている都道府県福祉人材センターへ届け出てください。</p>
11	<p>届出をしたくないのですが、しなかった場合の罰則はありますか？</p>	<p>届出なくても罰則はありませんが、多くの方に介護福祉士としてご活躍いただくために設けられた制度ですので、ご理解をお願いします。</p>
12	<p>以前に届出をしましたが、結婚して名字が変わりました。どうしたらよいですか。</p>	<p>以前に届出いただいた事項に変更がある場合、変更を届け出ていただく必要があります。インターネットで届出された方はマイページにログインし、変更情報を入力してください。福祉人材センター窓口で届出された場合には、届出をされた都道府県福祉人材センターに変更届をご提出ください。</p>

13	離職した時に届出をしましたが、就業したので届出情報を削除することはできますか？	再就業した場合は、届け出た事項に変更が生じた場合に該当しますので、「就業状況」について、届出事項の変更をお願いします。届出事項の変更の方法については、Q12を参照してください。届出情報の引き続きの登録について、ご理解をよろしくお願いします。
14	就業していますが届出をしました。福祉人材センターからの支援は必要ないので、届出情報を削除することはできますか？	復職への支援は「就業状況」についての届出内容に応じて行います。「就業中・就業予定」となっていれば、福祉人材センターから復職の支援は行いません。届出情報の引き続きの登録について、ご理解をよろしくお願いします。
15	個人情報の管理はどうなっていますか？	福祉のお仕事ホームページに掲載している福祉人材センターのプライバシーポリシーに基づいて管理されています。また、法律上、福祉人材センターの職員等には業務に関して知り得た秘密を守る義務が規定されています。
16	届け出た情報は、福祉人材センターでどのように使われるのですか？	福祉人材センターは、届け出られた情報に基づいて、情報発信や復職に向けた支援を行います。届け出られた情報は、届出された方への復職支援にのみ使用いたします。
17	届け出たらどうなるのでしょうか？	届け出た方の状況に応じて福祉人材センターからの情報を受け取ったり、復職研修や職業紹介など復職への支援を受けることができます。また、「福祉のお仕事」ホームページから届け出された方は、届出時に作成されるマイページ上で復職以外の制度やイベントの情報等も閲覧いただけます。詳しくは都道府県福祉人材センターにご確認ください。
18	届け出たらすぐに復職支援を受けたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？	「福祉のお仕事」ホームページに作成したマイページから求職登録を行うことにより復職支援をさせていただきます。また、都道府県福祉人材センターの相談員による相談を希望する場合は、届け出た都道府県福祉人材センターへお電話するか、窓口でその旨をお伝えください。